

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、火災の予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分にあたって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等を引用していない。すなわち、関係法令の規定は、衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、政令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1－2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

同一敷地内にある独立棟として存する電気室、ボイラー室、トイレ、更衣室等は常に(15)項に掲げる防火対象物として捉え、倉庫、駐車場、寄宿舎等は本来主たる用途に供される防火対象物に関係なく、独立性的な性格を有する用途に供される防火対象物として捉えること。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 機能従属

政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(第1－1表④欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、第1－1表⑤欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの(第1－1図参照)。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表㉔欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

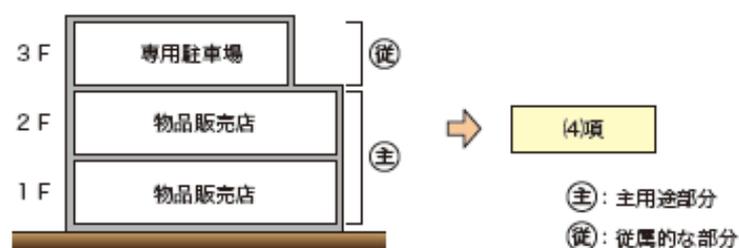
b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね a・(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表㉕欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

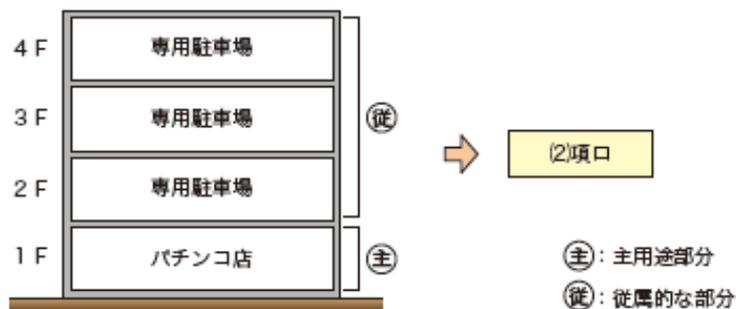
従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

第1-1図

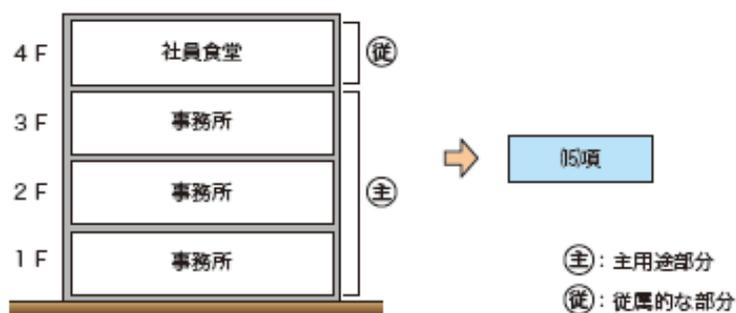
(例1)



(例2)



(例3)



○従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
 ○従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
 ○従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

イ みなし従属

主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「（6）項口等」という。）を除く。）に供される部分（第1－2図参照）。

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、（6）項口等と（6）項口等以外の部分が混在する場合にあっては、当該（6）項口等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと（第1－3図参照）。

また、共用される部分の床面積の按分は次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

第 1 - 2 図

(例 1) 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等以外の場合



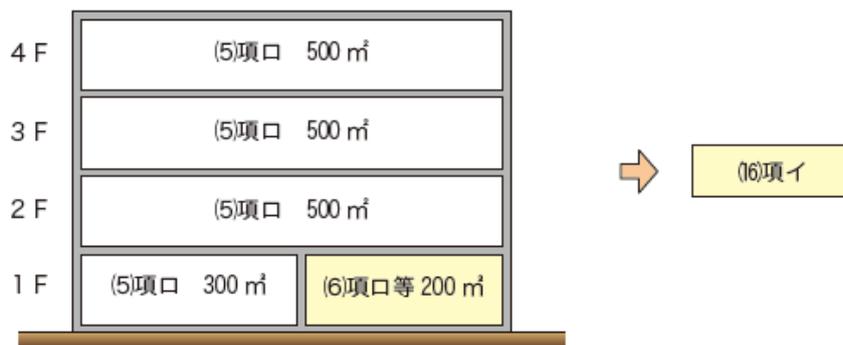
	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	(15)項	2,800 m ²	2,800 m ² ÷ 3,000 m ² ≒ 93%
独立した用途に供される部分	(4)項	200 m ²	200 m ² ÷ 3,000 m ² ≒ 7%
共用される部分	機械室	200 m ²	

共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

- ・ (15)項 200m² × 0.93 = 186m² → 2,800m² + 186m² = 2,986m² (93%)
- ・ (4)項 200m² × 0.07 = 14m² → 200m² + 14m² = 214m² (7%)

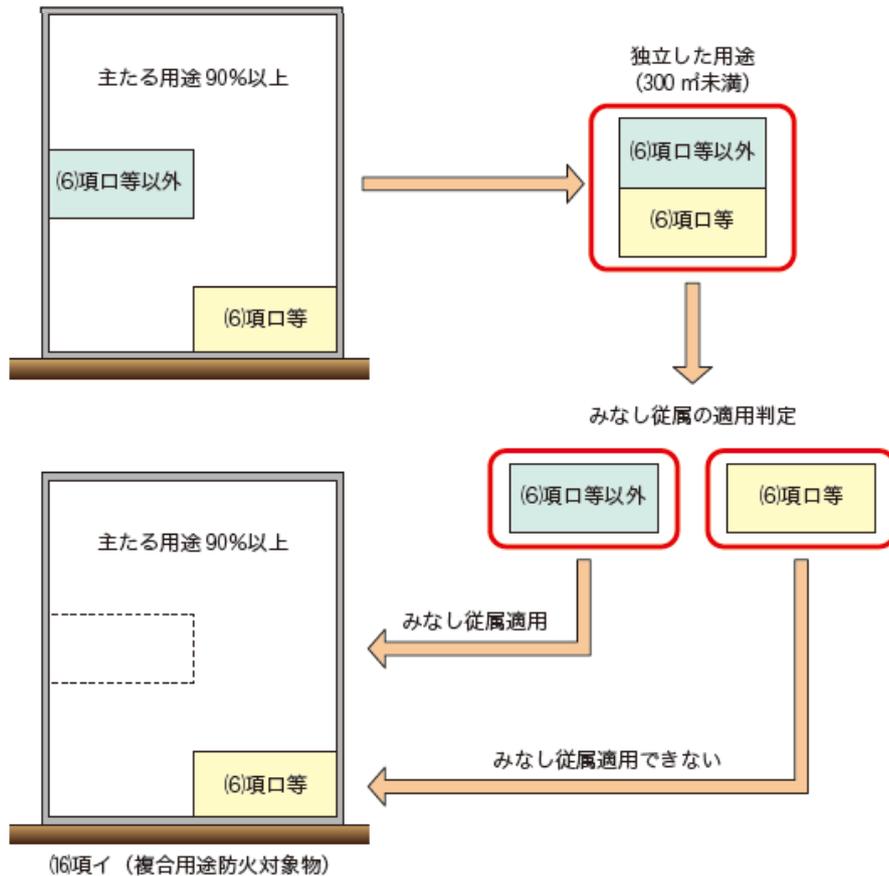
- 主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上かつ、
- 独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m²未満

(例 2) 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等の場合



第1-3図

「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合



(3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

なお、政令別表第1(6)項口及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類(以下この項において「詳細分類」という。)を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項口(又はハ)(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外の

ものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること(第1-3表参照)。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合

(ア) 当該政令別表防火対象物の用途に供される部分が(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)以外である場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(イ) 当該政令別表防火対象物の用途に供される部分が(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)である場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物((16)項イ)に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

※ ① 一般住宅は、(2)・アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

② 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

③ おおむね等しいとは、一般住宅部分と政令別表防火対象物との差が±5%以下のものとする。

第 1 - 3 表

項 目	例 示	項
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="font-size: 24px;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">令別表項で 50㎡以下の もの</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">令</div> </div>	一般住宅
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="font-size: 24px;"><</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">令別表項</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">令</div> </div>	令別表項
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="font-size: 24px;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">令別表項で 50㎡を超え るもの</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">令</div> </div>	複合用途
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="font-size: 24px;">≒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">令別表項</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住宅</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">令</div> </div>	複合用途

- (6) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (7) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用

(1) 複合用途防火対象物の取扱い

1・(2)又は(5)により、政令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、政令別表第 1 の (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分 (以下「特定用途部分」という。) が存するものであっても同表 (16) 項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること (政令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは (6) 項イ (1) から (3) まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表 (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。) の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって (政令第 2 章第 3 節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分の大なる方と同一の用途に供される

ものとして取り扱う。

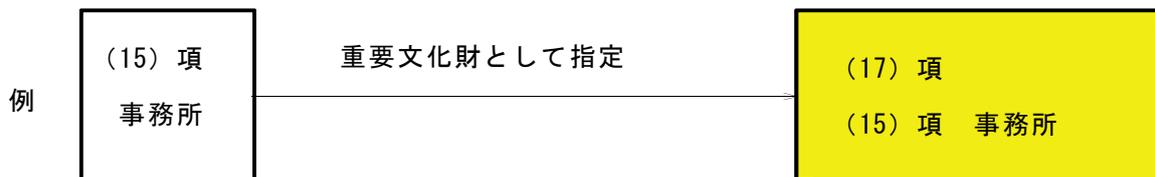
ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに1・(2)・イ及び(1)を適用するものであること。

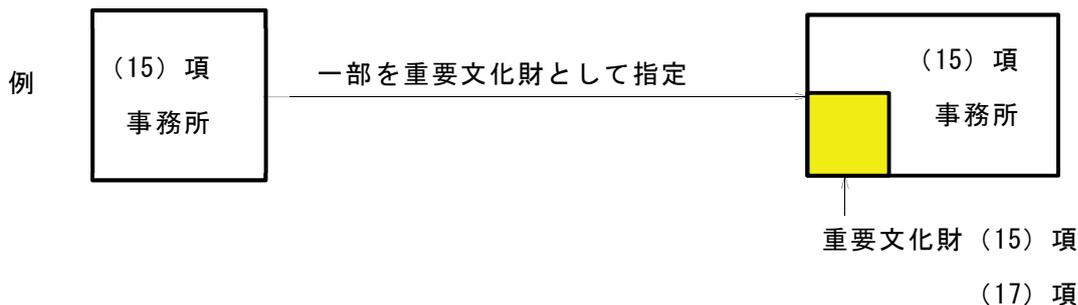
(3) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。）として指定された建築物の取扱いは次によること。

ア 政令別表第1（1）項から（16）項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で（17）項に掲げる防火対象物であるほか、（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。



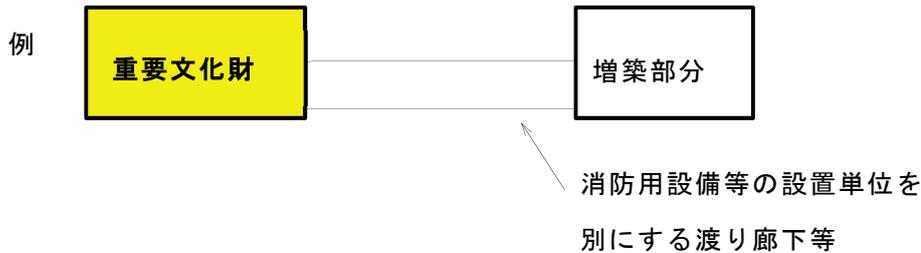
イ 政令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は（17）項の防火対象物であるほか、（1）項から（16）項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物であるほか、（17）項の部分を含む複合用途防火対象物として取り扱うこと。



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に、政令別表第 1 (1) 項から (16 の 2) 項に掲げる防火対象物を増築 (法第 17 条の 2 の 5 第 2 項に該当) した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第 32 条の適用若しくは、第 2 「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮すること。



3 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて

(1) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについては、別表 1 「消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」を参照すること。

なお、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等の取扱いについては次による。

ア 届出住宅 (住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。) 等の消防法令上の取扱いについて

(ア) 届出住宅については、政令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物 (旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの) 又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者 (住宅宿泊事業法第 2 条 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。) が不在とならない旨 (住宅宿泊事業法施行規則 (平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号) 第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。) の届出が行われた届出住宅については、宿泊室 (届出住宅のうち、住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号チ (4) に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。) の床面積の合計が 50 平方メートル以下になるときは、当該届出住宅は、住宅 (法第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物 (政令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物 (寄宿舍、下宿又は共同住宅) の部分を含む。) をいう。) として取り扱うものとする。

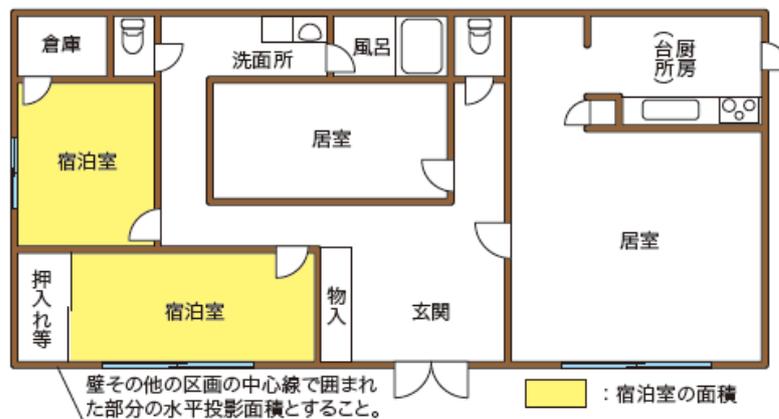
※ 宿泊室の床面積の取扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに

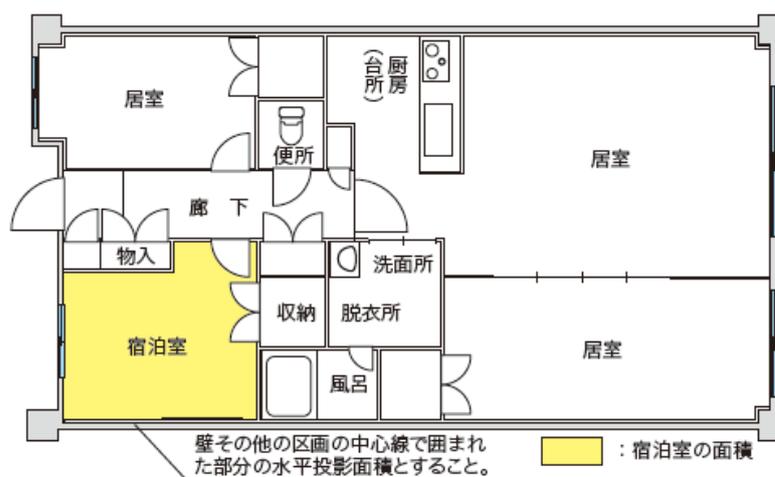
類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること（第1-4図参照）。

第1-4図

○戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



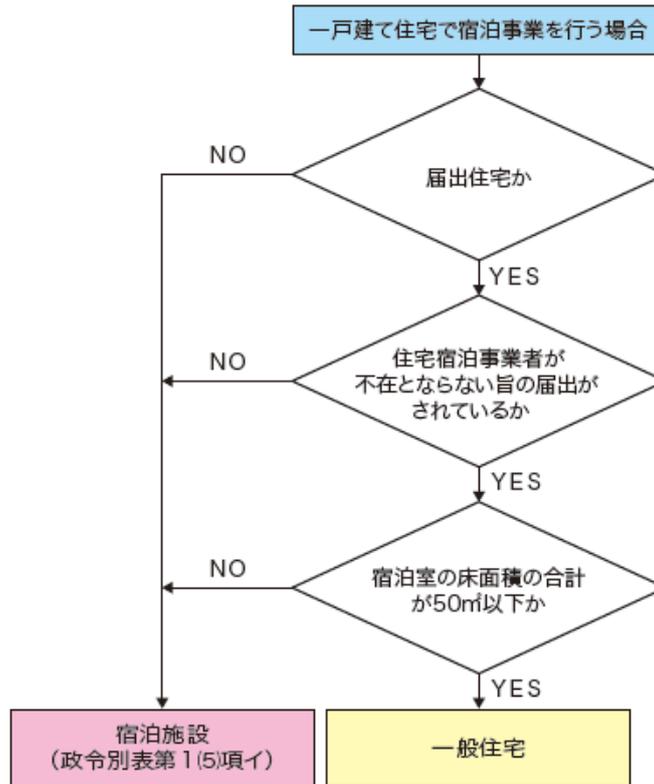
○共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



- (イ) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、政令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (ウ) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取り扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること（第1-4表参照）。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあつては、棟ごとに家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。

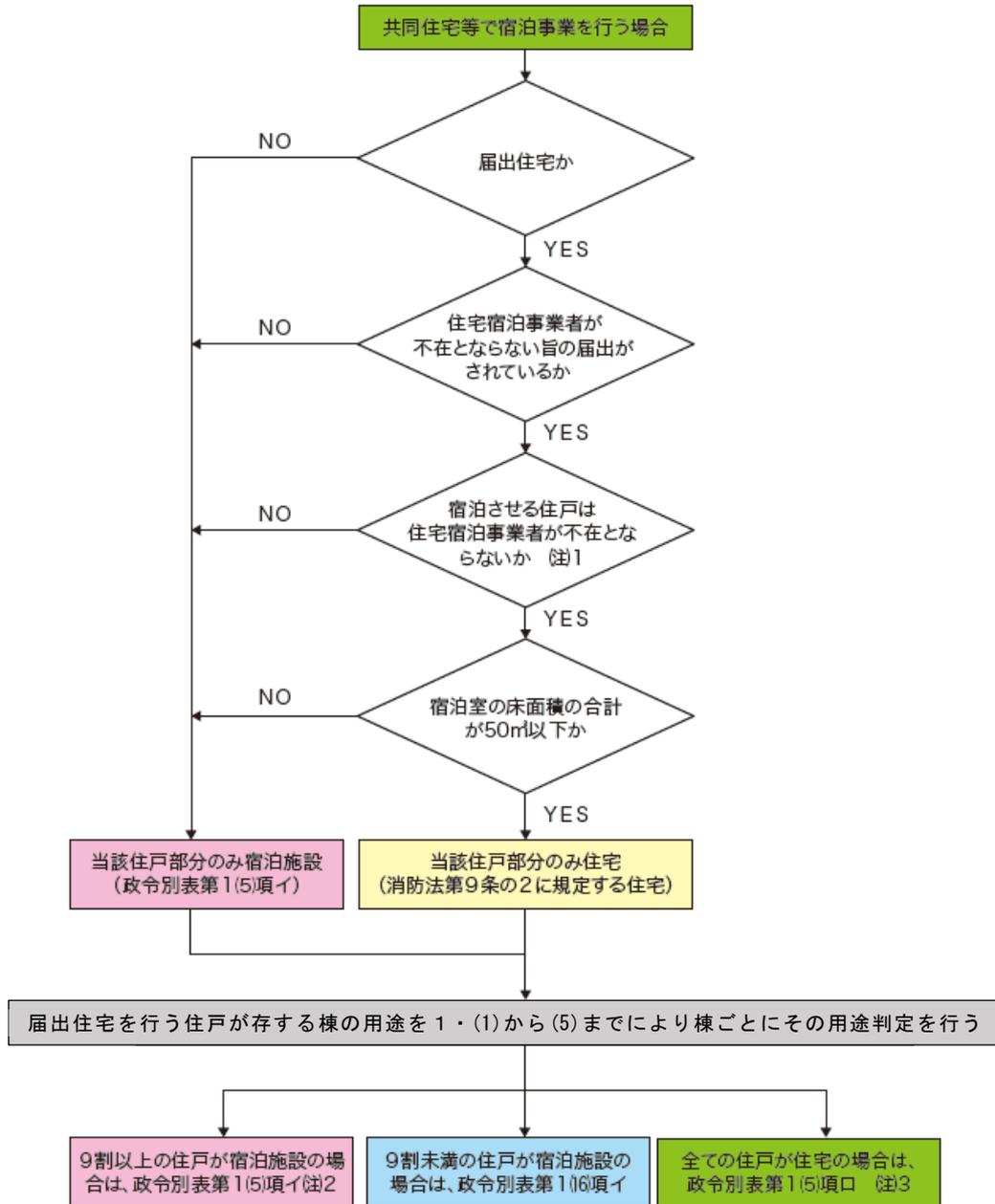
第1-4表



(エ) 共同住宅等（政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途を判定した上で、棟ごとにその用途を1・(1)から(5)により判定すること（第1-5表参照）。

第 1 - 5 表



- 注1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取り扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。
 注2 政令別表(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、政令別表第1(6)項イとなる。
 注3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋。

イ その他

(ア) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合などであって、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、アを準用して用途を判定すること。

(イ) ア・(ア)ただし書の取扱いをする場合（前(ア)で準用する場合を含む。）に

あつては、火災の発生時に消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を当該住宅宿泊事業者等が行うことについて確認することが適当であること。

- (2) 農業用施設等及び地区公民館の取扱いについては、「第 3 1 業態別消防用設備等の取扱いについて」を参照すること。
- (3) 1・(2)・ア・(ア)・a において主用途部分は一般的に従属的な部分の面積より大きい部分とされているが、主用途部分が 50 m²以下で従属的な部分が大となった場合においては、従属的な部分の用途とすることができる。ただし、政令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1) から(3) まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6) 項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。